

社会福祉法人 長野南福祉会
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
こもれ陽栗田 重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日

本事業所は、ご契約者様に対して認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを提供します。ご契約にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容の他、契約上ご注意頂きたいことを次のようにご説明します。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 長野南福祉会
代表者氏名	理事長 倉石 和明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	長野県長野市栗田 669 番地 Tel026-217-2397
法人設立年月日	平成 2 年 6 月 30 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	こもれ陽栗田
介護保険指定事業所番号	2090100328
事業所所在地	長野県長野市栗田 732 番地 1

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援者並びに要介護者であつて認知症の状態にある利用者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	介護保険法の主旨に沿って、利用者が共同生活住居における家庭的な環境と地域住民との交流の下で、それぞれの役割を持って自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上につながるよう努めます。 提供するサービスの質の自己評価を行うとともに定期的な外部評価を受け、それぞれの結果を公表しその改善を図ります。

(3) 事業所の施設概要

建築	木造 2 階建 929. 15 m ²
敷地面積	1, 481. 39 m ²
開設年月日	平成 22 年 12 月 1 日

ユニット数	2ユニット
-------	-------

<主な設備等>

面 積	929. 15 m ²
居 室 数	2ユニット 18室
食 堂	2ヶ所
台 所	1ユニットにつき1箇所
ト イ レ	1ユニットにつき3箇所
浴 室	2ヶ所
特 浴 室	なし
事 務 室	1ヶ所

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日 中 時 間 帯	6時～21時
利用定員内訳	2ユニット 計 18名

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	小山 幸子
-------	-------

職	職務内容	人員数
管 理 者	① 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成担当者	① 要介護認定情報を元に適切な介護サービスが提供されるよう施設サービス計画を作成します。 ② 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名以上 介護と兼務
介護従業者	利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	職員 8名以上 (常勤 6名以上)
看 護	協力医療機関等との連携のもとで利用者の通常の健康管理及び夜間・緊急時の対応を適切に行って行きます。	職員 1名以上

※長野市要介護認定等情報提供要綱を沿って入居時、要介護認定又は要支援認定が更新される際には情報提供を申請することができます。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者また要介護認定情報を含めた協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 ② 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 ③ （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 ④ 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。 	
食事	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 ② 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ③ 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 ④ 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。 	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 ② 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	<ul style="list-style-type: none"> ① 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 ② 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ① 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 ② 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 ③ 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 ④ シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
若年性認知症利用者 受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<p>① 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</p> <p>② 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</p> <p>③ 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</p> <p>④ 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</p> <p>⑤ 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</p>

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費・介護予防認知症対応型共同生活介護費》

事業所区分・要介護度	サービス提供時間	基本単位	個人負担利用料 (1ヶ月あたり：1割負担の場合)
II	要支援2	749/日	約 22,785 円
	要介護1	753/日	約 22,907 円
	要介護2	788/日	約 23,971 円
	要介護3	812/日	約 24,701 円
	要介護4	828/日	約 25,188 円
	要介護5	845/日	約 25,705 円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本単位	個人負担利用料 (1割負担の場合)	算定回数等
★	夜間支援体制加算（Ⅰ）	50/日	51円/日	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	夜間支援体制加算（Ⅱ）	25/日	26円/日	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	1,419円/回	医師により、認知症の行動・心理状態が認められるため、緊急に入所することが適当と判断された者に対し、サービス提供を行った場合に算定する加算料金です。入居を開始した日から起算して7日を限度として算定します。
★	若年性認知症利用者受入加算	120/日	122円/日	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
★	看取り介護加算 (死亡日45日前～31日前)	72/日	73円/日	看護師の配置と夜間における24時間連携体制の確保等を行い、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。
	看取り介護加算 (死亡日30日前～4日前)	144/日	146円/日	
	看取り介護加算 (死亡日前々日～前日)	680/日	690円/日	
	看取り介護加算 (死亡日)	1,280/日	1,298円/日	
★	初期加算	30/日	912円/回	入所後30日間に限り算定する加算料金です。
★	科学的介護推進体制加算	40/月	41円/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
★	医療連携体制加算（イ）	57/日	58円/日	事業所の職員として、又は病院又は、訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となつた場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。
	医療連携体制加算（Ⅱ）	5/日	6円/日	医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	退居時相談援助加算	400/日	406円/日	利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居する際に、退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報提供をした場合に算定する加算料金です。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	3円/日	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4/日	4円/日	
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	150/月	152円/月	認知症の行動・心理症状の対応に平時から専門的な研修修了者を中心にチームケアで取組を実施した場合に算定する加算です。 (研修内容により加算変更あり。ⅠかⅡを算定)
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120/月	122円/月	
	高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	10/月	11円/月	協力医療機関と連携し対応の取り決めや感染症発生時の対応方法、感染対策に関する研修等1年に1回以上実施している場合

	高齢者等感染対策向上加算Ⅱ	5/月	6円/月	上記内容を実施し、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けた場合
	新興感染症等施設療養費	240/日	244円/日	今後新興感染症が発生し施設内で発症し適切な感染対策を実施した上で介護サービスを実施した場合
	生産性向上推進加算Ⅰ	100/月	112円/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善のデーターを厚生労働省に提出している場合に算定する加算です。
	生産性向上推進加算Ⅱ	10/月	11円/月	(Ⅰ又は、Ⅱどちらかを算定)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日	23円/日	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18/日	19円/日	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定します。
★	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6/日	6円/日	
★	口腔衛生管理体制加算	30/月	30円/月	歯科医師の指示を受け歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定する月当たりの加算料金です。
	口腔・栄養スクリーニング 加算	20/回	40円/年	従業者が、利用者の口腔の健康状態や栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。6月に1回を限度とする加算料金です
★	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100/月	102円/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部の理学療法士等が事業所を訪問し、計画担当者と身体状況等の評価をし、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に算定する月当たりの加算料金です。
★	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月	203円/月	
★	入院時費用	246/日	1,496円/月	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当施設に円滑に入居することが出来る体制を確保する1ヶ月に6日を限度とする加算料金です。
★	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の17.8%	左記の単位数×地域区分	基本サービス費に各種加算を加えた総単位数(所定単位数)

※地域区別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。

※上記費用は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」と言います。)によるものとし、その1割又は、2割又は、3割が自己負担となります。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

家賃	月額 36,000 円 (1日当たり 1,200 円)
食費	朝食 280 円/回 昼食 500 円/回 夕食 370 円/回 おやつ 50 円/回
光熱水費	月額 21,000 円 (1日当たり 700 円) ただし、7月から9月及び12月から2月は 23,000 円
理美容費	理美容代 2,200 円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算といたします。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>② 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 公益財団法人 倉石地域振興財団 栗田病院 所 在 地 長野市栗田 695 電話番号 026-226-1311(代)
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤 務 先

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

長野市役所 高齢者活躍支援課 介護施設担当	所 在 地 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 電話番号 026-224-5094
--------------------------	--

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）（ 竹田 雅美 ）

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年 2 回 9 月・3 月)

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
社会福祉法人長野南福祉会における苦情解決に関する規定に基づき、寄せられた苦情に対する対応マニュアルを遵守します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (責任者)小山 幸子 (窓口)松浦 美枝子	所 在 地 長野市栗田 732 番地 1 電話番号 026-217-2838 ファックス番号 026-217-2839 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)
【市町村（保険者）の窓口】 長野市役所 介護保険課 サービス担当	所 在 地 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 電話番号 026-224-7871 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)
【公的団体の窓口】 長野県国民健康保険団体連合会	所 在 地 長野市西長野町 143-8 長野県自治会館 電話番号 026-238-1580 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

1 2 サービスの第三者評価の実施状況について

- (1) 当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者評価を受審しています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和5年2月13日
【第三者評価機関名】	コスモプランニング
【評価結果の開示状況】	事業所玄関前にて書面掲示

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関前にて文書掲示において公開しています。

1.4 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 小山 幸子
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を行うとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 6 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

1 7 その他運営についての留意事項

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための措置を講じます

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「長野市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成 24 年長野市条例第 59 号）」第 128 条及び「長野市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成 24 年長野市条例第 20 号）」第 86 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	長野県長野市栗田 732 番地 1	
	法 人 名	社会福祉法人 長野南福祉会	
	代 表 者 名	倉石 和明 印	
	事 業 所 名	認知症対応型共同生活介護 こもれ陽栗田	
	説 明 者 氏 名	小山 幸子 印	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印